

# 住民票を異動して 死亡、市斎苑の利用は

山岡 幹雄議員



住所地特例適用者は市斎苑を利用できる  
市民協働部長



▲総合斎苑

**問** 介護老人福祉施設の待機高齢者はいるか。  
**答** 市内4施設で269人の待機者がいる。

**問** 待機高齢者の対策は。  
**答** 待機高齢者の状況を十分に把握し待機者が出ないように努める。

**問** 住民票を異動して市外の介護施設に入居後、死亡した場合、市総合斎苑を利用できるか。

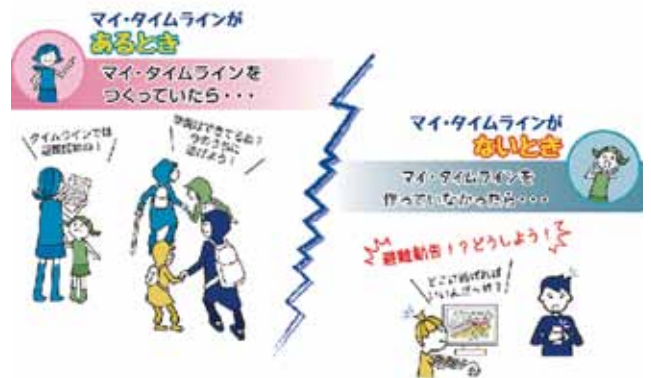
**答** \*住所地特例適用者は、市民と同じ全額で利用できる。

\*住所地特例とは。社会保険制度において、被保険者が住所地以外の市町村に所在する介護保険施設等に入所または入居することで施設等の所在市町村に住所変更した場合、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となる特例措置のこと。

## マイ・タイムライン 実施の考えは

**問** 水害に対する意識の向上を図るために電信柱や公共施設に想定冠水の表示ができないか。  
**答** 市内の112カ所に海抜表示看板を設置し、対応。

**問** 「マイ・タイムライン」(自分の命は自分で守



▲マイ・タイムラインとは  
(国土交通省関東地方整備局下館河川事務所HPより)

## その他の質問

●ゴミポイ捨て罰則規定とは

「」とは、台風の接近により洪水時に自分自身がとる防災行動を時系列的に整理する行動計画表だ。これを作成できないか。  
**答** マイ・タイムラインは考えていない。